

事 務 連 絡
平成23年12月5日

関係団体各位

食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった
遺伝子組み換え微生物を利用した添加物について

農林水産省食料産業局食品小売サービス課長
農林水産省食料産業局食品製造卸売課長

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、厚生労働省は、食品衛生法第11条第1項に基づく「組み換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条に定める安全性審査を経ていなかった輸入品の遺伝子組み換え微生物を利用した添加物「5'-グアニル酸二ナトリウム」と「5'-イノシン酸二ナトリウム」の安全性審査について、食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問を行った旨公表しましたのでお知らせします。

なお、これらの添加物（5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウム、この2つの混合物である5'-リボヌクレオチド二ナトリウム）はインドネシアの Cheil Jedaug 社（C J 社：本社は韓国）から輸入され、うち2種類についてキリン協和フーズ社から、さらに1種類についてC J ジャパン社から厚生労働省へ報告されたものです。

厚生労働省によると、これらの添加物は、食品衛生法に基づき定められた個別の添加物の成分規格を満たしており、すでに国外を含め広く使用されている中で安全上問題となる情報はなく、厚生労働省としても現時点では安全上の問題は確認できないとしております。

また、厚生労働省は、これらの添加物の安全性が確認されるまでの間、輸入業者10社に対し輸入、販売を取りやめるよう指示しましたが、これらの添加物を使用して製造された食品の販売、流通の取りやめ等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしています。

貴団体におかれましては、このことについて、貴団体会員企業に対し、周知いただくようお願い申し上げます。

- （参考） 1 食品衛生法第11条に基づく上記告示第3条（別添1）
2 厚生労働省プレスリリース（別添2）

農林水産省食料産業局
食品小売サービス課
澤瀬、斎藤、奥地
電話：03-3502-5744
食品製造卸売課
三瓶、早瀬、根岸
電話：03-3502-8237

【参考】告示（抜粋）

（注）遺伝子組換え食品及び添加物については、本告示に基づき安全性審査を経た旨を公表されたものでなければ、製造、輸入、使用、調整、保存は認められません。

○厚生省告示第二百三十三号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年十二月厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を次のように定める。ただし、厚生労働大臣は、第三条第一項の申請がない場合においても、この告示の適用の際現に必要な資料を有する場合は、同項に規定する審査を行うことができる。

平成十二年五月一日

改正 平成15年6月30日 厚生労働省告示第二百四十二号

平成16年8月3日 厚生労働省告示第三百十号

平成18年5月22日 厚生労働省告示第三百六十八号

厚生大臣 丹羽 雄哉

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続

第一条～第二条 【略】

（安全性審査）

第三条 厚生労働大臣は、組換えDNA技術を応用した食品又は添加物について、その開発者、その代理人その他適切な資料を提出することができる者から申請があったときは、食品が組換えDNA技術によって得られた生物であり、又は当該生物を含む場合にあっては当該生物の品種ごとに、食品又は添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物であり、又は当該物を含む場合にあっては当該生物の品種ごと又は当該食品若しくは添加物の品目ごとにその安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

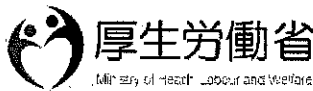
3 第一項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に食品安全委員会の意見を聴くために必要な資料を添付して申請しなければならない。

4 第一項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、次項に規定する場合を除き、当該審査を経た旨を公表するものとする。

5 第一項の審査において、食品安全委員会が安全性を確認する必要がないと認めた食品又は添加物は、食品、添加物等の規格基準第1A第二款及び第三款並びにB第六款並びに第2D及びE第三款の適用については、組換えDNA技術を応用した食品又は添加物に該当しないものとみなす。

第四条～第五条 【略】

(別添2)



平成23年12月5日
【照会先】
医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室
室長：温泉川(内線2456)
担当：森川、安藤(内線2479, 4272)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話直通) 03(3595)2327
監視安全課輸入食品安全対策室
室長：道野(内線2495)
担当：近藤、竹内(内線2474, 4241)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話直通) 03(3595)2337

報道関係者各位

食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物についての対応

○ 本日、食品衛生法第11条第1項に基づく「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物「5'-イノシン酸二ナトリウム」と「5'-グアニル酸二ナトリウム」の安全性審査について、食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をしましたのでお知らせします。

1 経緯

遺伝子組み換え食品及び添加物については、上記告示に基づき、厚生労働大臣の安全性審査を経た旨を公表されたものでなければ我が国での流通は認められていませんが、このたび、安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物(※)が輸入され国内で販売されていることが、これらの添加物の輸入販売業者であるキリン協和フーズ社の報告により判明しました。同社から得られた情報を分析したところ、これらの添加物は、食品衛生法に基づき定められた個別の添加物の成分規格を満たしており、すでに国外を含め広く使用されている中で安全上問題となる情報はなく、厚生労働省としても現時点では安全上の問題は確認できないものでありますが、法令に基づき、本日食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をしました。

※これらの添加物(5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウム、この2つの混合物である5'-リボヌクレオチド二ナトリウム)はCheil Jedang社(CJ社: 本社は韓国)から輸入され、うち2種類についてキリン協和フーズ社から、さらに1種類についてCJジャパン社から報告があった。

※これらの添加物は年間600~700トン輸入されており、0.03%程度使用されていることから、約180~200万トン程度の加工食品に使用されている推計されている。(うまみ調味料の原材料として、たれ、つゆ、だし、スープ、ドレッシング、醤油、かまぼこなどの水産加工品、ハム、ソーセージなどの食肉製品など多種多様な加工食品に使用されている。)

2 現在の状況

これらの添加物は法令上の手続きを満たしていないことから、上記報告を受けた11月29日、キリン協和フーズ社に対し、これらの添加物の輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、安全性審査のために必要なデータの提出を指示しました。また、本日までにCJ社のインドネシア工場から輸入実績のある10社(参考3)に対して、これらの添加物の輸入、販売を取りやめるよう指示しました。

3 今後の対応

安全性が確認されるまでの間、輸入業者10社に対し輸入、販売を取りやめるよう指示しましたが、これらの添加物を使用して製造された食品の販売、流通の取りやめ等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしています。

<参考1>食品衛生法(昭和22年法律第233号)

第11条

1) 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2) 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

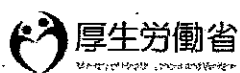
<参考2>組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)

第3条 厚生労働大臣は、組換えDNA技術を応用した食品又は添加物について、その開発者、その代理人その他適切な資料を提出することができる者から申請があったときは、食品が組換えDNA技術によって得られた生物であり、又は当該生物を含む場合にあっては当該生物の品種ごとに、食品又は添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物であり、又は当該物を含む場合にあっては当該生物の品種ごと又は当該食品若しくは添加物の品目ごとにその安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

<参考3>安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物の輸入者

- ・CJジャパン(株)
- ・キリン協和フーズ(株)
- ・(株)カーギルジャパン
- ・DSP五協フード&ケミカル(株)
- ・ジボタンジャパン(株)
- ・今戸食品工業(株)
- ・丸善薬品産業(株)
- ・豊田通商(株)
- ・太陽化学(株)
- ・双日食料(株)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.